

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都港区芝一丁目 1 5 番 1 4 号

氏 名 日本メディカル・ウェイスト・マネジメント株式会社
代表取締役 石河 淳

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 1 4 条第 1 項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 6 年 5 月 1 日

許可の有効年月日 令和 1 3 年 4 月 3 0 日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：収集・運搬（積替え保管を含む。）

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、
動植物性残さ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉋さい、がれ
き類、ばいじん

（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）（水銀含有ばいじん等を含む。）

（以上 1 5 種類）

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類（限定内容は裏面のとおり）

汚泥、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、金属くず、ガラスくず・コンクリ
ートくず及び陶磁器くず

（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）（水銀含有ばいじん等を含む。）

（以上 7 種類）

2 積替え保管施設（施設詳細は裏面のとおり）

施設所在地：東京都大田区東糀谷四丁目 3 番 1 5 号

3 許可の条件

(1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として 8 時から 1 7 時までとすること。

(2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬入はすべて自ら行うこと。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」
及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 9 年 5 月 1 日 新規許可

令和 6 年 5 月 1 日 更新許可 第 5 回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第 9 条の 2 第 8 項の規定による許可証の提出の有無 無

（裏面有り）

許可証確認用
複写及び他の使用目的は無効です

(裏面)

許可番号 第 1 3 - 1 0 - 0 0 1 8 1 7 号

2 積替え保管施設

施設所在地：東京都大田区東糀谷四丁目 3 番

積替え保管面積：330^m²最大保管高さ：2.0^m

産業廃棄物の種類（限定内容）	保管容量
汚泥	ポリ容器200×17個：0.34 ^m ³
汚泥（水銀含有ばいじん等に限る。）	ポリ容器200×7個：0.14 ^m ³
廃酸	ポリ容器200×24個：0.48 ^m ³
廃アルカリ	ポリ容器200×24個：0.48 ^m ³
廃プラスチック類 （廃医療系フィルム、廃衣類、廃事務用品及び 廃医療機器類に限る。）	カーゴ2台：3 ^m ³
紙くず	カーゴ2台：3 ^m ³
汚泥、金属くず （廃乾電池（水銀使用製品産業廃棄物を除く。） に限る。）	ペール缶6本：0.12 ^m ³
汚泥、金属くず （廃電池類（水銀使用製品産業廃棄物）に限 る。）	ペール缶3本：0.06 ^m ³
金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び 陶磁器くず （廃蛍光灯（水銀使用製品産業廃棄物）に限 る。）	段ボール箱：10.3 ^m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コ ンクリートくず及び陶磁器くず （廃什器、廃機器類（いずれも水銀使用製品産業 廃棄物を除く。）に限る。）	直置き：1.9 ^m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コ ンクリートくず及び陶磁器くず （廃什器、廃機器類（いずれも水銀使用製品産業 廃棄物）に限る。）	直置き：1.9 ^m ³
合計：21.72 ^m ³	

(以下余白)